

化学物質管理セミナー

化学物質管理  
強調月間  
について

滋賀労働局健康安全課

# 令和6年度 化学物質管理強調月間

# 令和6年度 化学物質管理強調月間

## ● 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。

また、化学物質による休業4日以上<sup>1</sup>の労働災害（がん等の遅発性<sup>2</sup>疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

# 令和6年度 化学物質管理強調月間

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

# 令和6年度 化学物質管理強調月間

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。

また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があり、化学物質管理の知見が十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

# 令和6年度 化学物質管理強調月間

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。動の定着を図ることとする。

# 令和6年度 化学物質管理強調月間

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、令和6年度化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

**正しく理解 正しく管理**  
**化学物質と向き合おう**

# 化学物質管理強調月間中の実施事項

## ◆ 実施期間

令和7年2月1日～2月28日

## ◆ 各事業場における実施事項

- 製造又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質のSDS等による危険有害性等の確認
- 特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底
- 製造者、流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示、SDS交付等の徹底、ユーザーが購入した際のラベル表示、SDS交付等の状況の確認の実施



# 化学物質管理強調月間中の実施事項

- リスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
- ラベル、SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
- 危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定
- 薬傷や経皮吸収等を防ぐための適切な保護具の使用
- 汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認
- 特殊健康診断等による健康管理の徹底

# 化学物質管理強調月間中の実施事項

- 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底
- 化学物質管理者の選任状況の確認
- 日常の化学物質管理の総点検
- 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- スローガン等の掲示
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練の実施
- 化学物質管理に関する講習会等の開催、標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

# ゼロ災滋賀ロゴマーク

最近の労働災害の増加傾向を受け、安全衛生意識の高揚を図るため、滋賀労働局では、ゼロ災滋賀ロゴマークを制定し、事業場での使用を奨励している。滋賀労働局のHPにおいて、卓上カレンダー等のデータと併せて公開している。

